

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第3号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(救助の程度、方法及び期間)</p> <p>第6条 政令第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、救助の種類ごとに、別表第1のとおりとする。ただし、この基準により難い特別の事情があるときは、その都度別に定める。</p> <p>(規則第1条の公用令書等の様式等)</p> <p>第7条 規則第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(損失補償請求書の様式等)</p> <p>第10条 規則第3条に規定する損失補償請求書の様式は、様式第6号によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(規則第4条の公用令書等の様式等)</p> <p>第11条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(実費弁償)</p> <p>第14条 政令第11条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(扶助金支給申請書の様式等)</p> <p>第16条 規則第6条の規定による療養（休業、障害、遺族、葬祭、打切）扶助金支給申請書の様式は、様式第11号によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第25条の規定により救助に関する業務に協力した者が、当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、法第29条の規定に基づき扶助金を受けようとするときは、規則第6条及び前項各号に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書を添付するものとする。</p> | <p>(救助の程度、方法及び期間)</p> <p>第6条 政令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、救助の種類ごとに、別表第1のとおりとする。ただし、この基準により難い特別の事情があるときは、その都度別に定める。</p> <p>(規則第1条の公用令書等の様式等)</p> <p>第7条 規則第1条第1項に規定する公用令書、<u>同条第4項に規定する公用変更令書及び同条第5項に規定する公用取消令書</u>の様式は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(損失補償請求書の様式等)</p> <p>第10条 規則第3条第1項に規定する損失補償請求書の様式は、様式第6号によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(規則第4条の公用令書等の様式等)</p> <p>第11条 規則第4条第1項に規定する公用令書及び<u>同条第3項に規定する公用取消令書</u>の様式は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(実費弁償)</p> <p>第14条 政令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(扶助金支給申請書の様式等)</p> <p>第16条 規則第6条第1項の規定による療養（休業、障害、遺族、葬祭、打切）扶助金支給申請書の様式は、様式第11号によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力した者が、当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、法第12条の規定に基づき扶助金を受けようとするときは、規則第6条第2項及び前項各号に定めるもののほか、<u>法第8条の規定による協力命令</u>をした旨の知事の証明書を添</p> |

(繰替支弁)

第17条 市町村は、市町村長が法第30条第1項又は第3条の規定に基づき救助の実施に関する事務の一部を行う場合は当該救助の実施に要する費用を一時繰替支弁するものとする。

(市町村長が行うこととする救助の実施)

第18条 法第30条第1項の規定に基づき救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合における政令第23条第1項の規定に基づく通知は、様式第12号によるものとする。

2 [略]

別表第1 (第6条関係)

1 収容施設の供与

(1) 避難所

ア・イ [略]

ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。

[略]

エ [略]

(2) [略]

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) [略]

(2) 飲料水の供給

ア [略]

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ [略]

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪

失するものとする。

(繰替支弁)

第17条 市町村は、市町村長が法第13条第1項又は第3条の規定に基づき救助の実施に関する事務の一部を行う場合は、当該救助の実施に要する費用を一時繰替支弁するものとする。

(市町村長が行うこととする救助の実施)

第18条 法第13条第1項の規定に基づき救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合における政令第17条第1項の規定による通知は、様式第12号によるものとする。

2 [略]

別表第1 (第6条関係)

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア・イ [略]

ウ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。

[略]

エ [略]

(2) [略]

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) [略]

(2) 飲料水の供給

ア [略]

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ [略]

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、

失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2)～(4) [略]

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に行う。

イ～オ [略]

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。

イ [略]

ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。

エ [略]

5 災害にかかった者の救出

(1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、及び救出するために行う。

(2) 災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 災害にかかった者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(2) 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行い、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり520,000円以内とする。

(3) 災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。

7 [略]

又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2)～(4) [略]

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に行う。

イ～オ [略]

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行う。

イ [略]

ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

エ [略]

5 被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、及び救出するために行う。

(2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

(1) 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行い、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり520,000円以内とする。

(3) 被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。

7 [略]

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

(2)～(4) [略]

9 埋葬

(1) [略]

(2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

ア～ウ [略]

(3)・(4) [略]

10 [略]

11 死体の処理

(1)～(3) [略]

(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

ア [略]

イ 死体の一時保存のための費用

死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあつては当該施設の借上費について通常の実費、既存建物を利用できない場合にあつては1体当たり5,000円。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

ウ [略]

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) [略]

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内とする。

(3) [略]

13 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷し、修学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

(2)～(4) [略]

9 埋葬

(1) [略]

(2) 埋葬は、次の範囲内において、原則として棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

ア～ウ [略]

(3)・(4) [略]

10 [略]

11 死体の処理

(1)～(3) [略]

(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

ア [略]

イ 死体の一時保存のための費用

死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合にあつては当該施設の借上費について通常の実費、既存の建物を利用できない場合にあつては1体当たり5,000円。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算できる。

ウ [略]

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) [略]

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内とする。

(3) [略]

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる費用は、次に掲げる場合に要する輸送費又は賃金職員等雇上費とする。

ア・イ [略]

ウ 災害にかかった者の救出

エ～キ [略]

(2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費の額は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

別表第2 (第14条関係)

1 政令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア～ウ [略]

エ 救急救命士 1人1日当たり 15,300円以内

オ [略]

カ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 15,700円以内

(2)・(3) [略]

2 政令第10条第5号から第10号までに規定する者

政令第10条第5号から第10号までに規定する者の、その地域における慣行料金による支出実績及び手数料としてその100分の3の額を加算した額以内の額

様式第1号 (第7条関係)

[略]

災害救助法第26条の規定に基づき、次の物資の保管を命ずる。

[略]

[略]

様式第1号の2 (第7条関係)

[略]

災害救助法第26条の規定に基づき、次の物資を収用する。

[略]

[略]

様式第1号の3 (第7条関係)

[略]

災害救助法第26条の規定に基づき、次の施設を管理する。

(1) 救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる費用は、次に掲げる場合に要する輸送費又は賃金職員等雇上費とする。

ア・イ [略]

ウ 被災者の救出

エ～キ [略]

(2) 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費の額は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

別表第2 (第14条関係)

1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア～ウ [略]

エ 救急救命士 1人1日当たり 15,000円以内

オ [略]

カ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 19,800円以内

(2)・(3) [略]

2 政令第4条第5号から第10号までに規定する者

政令第4条第5号から第10号までに規定する者の、その地域における慣行料金による支出実績及び手数料としてその100分の3の額を加算した額以内の額

様式第1号 (第7条関係)

[略]

災害救助法第9条第1項の規定に基づき、次の物資の保管を命ずる。

[略]

[略]

様式第1号の2 (第7条関係)

[略]

災害救助法第9条第1項の規定に基づき、次の物資を収用する。

[略]

[略]

様式第1号の3 (第7条関係)

[略]

災害救助法第9条第1項の規定に基づき、次の施設を管理する。

[略]

[略]

様式第1号の4（第7条関係）

[略]

災害救助法第26条の規定に基づき、次の土地、家屋、
物資を使用する。

[略]

[略]

様式第2号（第7条関係）

[略]

災害救助法第26条の規定に基づく 公用令書を
、次のとおり変更する。

[略]

[略]

様式第3号（第7条関係）

[略]

災害救助法第26条の規定に基づく を必要とし
なくなったので取り消す。

[略]

[略]

様式第5号（第9条関係）

[略]

災害救助法第26条の規定によって、収用（使用）する
物資を次のとおり受領した。よって、受領調書を作成し
、各1通所持するものとする。

[略]

[略]

様式第7号（第11条関係）

（表）

[略]

災害救助法第24条の規定に基づき、次のとおり従事を
命ずる。

[略]

[略]

（裏）

[略]

5 公用令書の交付を受けた者が命令に従わないときは
、災害救助法第45条の規定により、6月以下の懲役又
は5万円以下の罰金に処せられる。

様式第8号（第11条関係）

[略]

[略]

様式第1号の4（第7条関係）

[略]

災害救助法第9条第1項の規定に基づき、次の土地、
家屋、物資を使用する。

[略]

[略]

様式第2号（第7条関係）

[略]

災害救助法第9条第1項の規定に基づく 公用
令書を、次のとおり変更する。

[略]

[略]

様式第3号（第7条関係）

[略]

災害救助法第9条第1項の規定に基づく を必
要としなくなったので取り消す。

[略]

[略]

様式第5号（第9条関係）

[略]

災害救助法第9条第1項の規定によって、収用（使用）
する物資を次のとおり受領した。よって、受領調書を作
成し、各1通所持するものとする。

[略]

[略]

様式第7号（第11条関係）

（表）

[略]

災害救助法第7条の規定に基づき、次のとおり従事を
命ずる。

[略]

[略]

（裏）

[略]

5 公用令書の交付を受けた者が命令に従わなかったと
きは、災害救助法第31条の規定により、6月以下の懲
役又は30万円以下の罰金に処せられる。

様式第8号（第11条関係）

[略]

災害救助法第24条の規定に基づいて、公用令書は、その必要がなくなったので、同法施行規則第4条の規定により、これを交付する。

[略]

[略]

様式第11号（第16条関係）

[略]

災害救助法第29条の規定による扶助金を支給されたく別紙 を添えて申請する。

[略]

様式第12号（第18条関係）

[略]

年 月 日に発生した 災害において災害救助法による救助を実施するに当たり、災害救助法第30条第1項の規定に基づき、下記1の救助に関する事務については、下記2の期間において貴職が行うこととしたので通知する。

[略]

[略]

災害救助法第7条の規定に基づいて、公用令書は、その必要がなくなったので、同法施行規則第4条第3項の規定により、これを交付する。

[略]

[略]

様式第11号（第16条関係）

[略]

災害救助法第12条の規定による扶助金を支給されたく別紙 を添えて申請する。

[略]

様式第12号（第18条関係）

[略]

年 月 日に発生した 災害において災害救助法による救助を実施するに当たり、災害救助法第13条第1項の規定に基づき、下記1の救助に関する事務については、下記2の期間において貴職が行うこととしたので通知する。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定（別表第2の1(1)エの規定を除く。）は、平成25年10月1日から適用する。